

# 大分県報

令和六年  
第五五八号  
十一月八日

(金曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法等による医療機関の指定  
道路区域の変更……………一

### 公告

土地改良区の役員の就退任(三件)……………二  
落札者等の公示(四件)……………四

### 正誤

平成十七年八月一日付け大分県報号外(一五四)に登載の大分県規則第六号(大分県  
県民の森における公の施設利用規則の一部改正)中の訂正……………五

## ○告示

### 大分県告示第五百三三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和六年十一月八日

大分県知事

佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
医療法人興仁会 桑尾病院	医療法人財団興仁会	宇佐市大字四日市一一八番地	令六・九・一

雅安心院整形外科 医院	医療法人九州千雅	宇佐市安心院町木裳字西光寺四一三番一	令六・九・一
国見病院	医療法人二豊会	国東市国見町伊美一九六八番地	令六・九・一
小中病院	医療法人純和会	玖珠郡玖珠町大字塚脇二二三番地	令六・九・一
うえきデント クリニク	医療法人Pia ntree	豊後高田市新町二〇一八番地二	令六・九・五
ゆう調剤薬局別 府店	株式会社ソメヤ	別府市大畑町一一二	令六・九・一
セスナ薬局千代 町店	株式会社セスナ	別府市千代町八二番一	令六・九・一
なつめ薬局	有限会社直方メ ディカルサービ ス	津久見市徳浦本町七番六号	令六・九・一
上角調剤薬局	有限会社河野調 剤	竹田市大字竹田字立小野七五五番 地	令六・九・一
(有)友松薬局 糸口店	有限会社友松薬 局	宇佐市大字下時枝五六八一三	令六・九・一

### 大分県告示第五百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十一月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十一月八日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長	備考
	玖珠郡玖珠町大字古 後字下河内五七九番 三から 玖珠郡玖珠町大字古 後字下河内五六五番	A	メートル 九・二 六・〇	メートル 五九・七	上記A 及びB は、関 係図面 に表示

令和六年十一月八日

大分県報（告示・公告）

二

県道平原耶馬溪線		六まで	玖珠郡玖珠町大字古後字下河内五七九番二から	前	一二・六 六・〇	七六・八	する敷地の区分をい
後		後	玖珠郡玖珠町大字古後字下河内五七九番二から 玖珠郡玖珠町大字古後字下河内五六五番六まで	B	一二・六 六・〇	七六・八	

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、木佐上土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年十一月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

役名	氏名	住所
理事	高本 健次	大分市大字木佐上二五六一番地
〃	甲斐 和高	〃 大字本神崎六五五番地
〃	平山 正邦	〃 大字木佐上九七五番地
〃	平山 孝行	〃 大字木佐上一二三五番地
〃	大石 哲生	〃 大字木佐上一九九三番地
〃	林田 則幸	〃 大字木佐上二九七七番地

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、木佐上土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出が	役員	氏名	住所
	〃	高橋 市朗	〃 大字木佐上二一三六番地
	〃	吉野 賢信	〃 大字木佐上三五八一番地
	〃	稲生 延之	〃 大字本神崎八三六番地
	〃	佐藤 源治	〃 大字本神崎一〇九四番地の一
	〃	藤原 學	別府市大畑一六組二
	監事	牧野 伸一	大分市大字木佐上一七番地の二
	〃	上野 修司	〃 大字馬場五七八番地
	〃	平山 孝行	大分市大字木佐上一二三五番地
	〃	甲斐 和高	〃 大字本神崎六五五番地
	〃	竹中 康一郎	〃 碩田町二丁目五番六号グリーンヒル碩田四〇三
	〃	二宮 修	〃 大字木佐上一一八五番地の一
	〃	中原 憲夫	〃 大字木佐上二四二〇番地の三
〃	長田 福美	〃 大字木佐上二四九五番地	
〃	幸野 幸人	〃 大字木佐上三九〇一番地の二	
〃	篠田 一儀	〃 大字木佐上三六五四番地の一	
〃	稲生 延之	〃 大字本神崎八三六番地	
〃	佐藤 源治	〃 大字本神崎一〇九四番地の一	
〃	藤原 學	別府市大畑一六組二	
監事	大石 哲生	大分市大字木佐上一九九三番地	
〃	上野 修司	〃 大字馬場五七八番地	

あった。

令和六年十一月八日

大分県知事 佐藤樹一郎

(退任役員)

役名	氏名	住 所
理事	平山孝行	大分市大字木佐上一二三五番地
〃	甲斐和高	〃 大字本神崎六五五番地
〃	竹中康一郎	〃 碩田町二丁目五番六号グリーンヒル碩田四〇三
〃	二宮 修	〃 大字木佐上一八五番地の一
〃	中原憲夫	〃 大字木佐上二四二〇番地の三
〃	長田福美	〃 大字木佐上二四九五番地
〃	幸野幸人	〃 大字木佐上三九〇一番地の二
〃	篠田一儀	〃 大字木佐上三六五四番地の一
〃	稲生延之	〃 大字本神崎八三六番地
〃	佐藤源治	〃 大字本神崎一〇九四番地の一
〃	藤原 學	別府市大畑一六組二
監事	大石哲生	大分市大字木佐上一九九三番地
〃	上野修司	〃 大字馬場五七八番地
(就任役員)		
役名	氏名	住 所
理事	高本健次	大分市大字木佐上二五六一番地
〃	甲斐和高	〃 大字本神崎六五五番地
〃	平山正邦	〃 大字木佐上九七五番地
〃	平山孝行	〃 大字木佐上一二三五番地
〃	大石哲生	〃 大字木佐上一九九三番地

令和六年十一月八日

~~~~~

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、木佐上土地改良区(大分市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年十一月八日

大分県知事 佐藤樹一郎

(退任役員)

| 役名 | 氏名   | 住 所            |
|----|------|----------------|
| 理事 | 高本健次 | 大分市大字木佐上二五六一番地 |
| 〃  | 甲斐和高 | 〃 大字本神崎六五五番地   |
| 〃  | 平山正邦 | 〃 大字木佐上九七五番地   |
| 〃  | 平山孝行 | 〃 大字木佐上一九九三番地  |
| 〃  | 大石哲生 | 〃 大字木佐上一九九三番地  |
| 〃  | 林田則幸 | 〃 大字木佐上二九七七番地  |
| 〃  | 高橋市朗 | 〃 大字木佐上二一三六番地  |
| 〃  | 吉野賢信 | 〃 大字木佐上三五八一番地  |
| 〃  | 稲生延之 | 〃 大字本神崎八三六番地   |

大分県報(公告)

令和六年十一月八日

大分県報（公告）

四

|    |      |   |                 |
|----|------|---|-----------------|
| 〃  | 佐藤源治 | 〃 | 大字本神崎一〇九四番地の一   |
| 〃  | 藤原 學 | 〃 | 別府市大字鶴見二三六五番地の七 |
| 監事 | 牧野伸一 | 〃 | 大分市大字木佐上一七番地の二  |
| 〃  | 上野修司 | 〃 | 大字馬場五七八番地       |

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県立病院事務局会計管理課  
大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日  
令和六年九月二十日

四 落札者の氏名及び住所  
株式会社アステム 代表取締役 吉村 次生  
大分市西大道二丁目三番八号

五 落札金額  
一億四千三百四十四万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

七 一般競争入札を公告した日  
令和六年八月九日

|    |       |   |                       |
|----|-------|---|-----------------------|
| 役員 | 氏名    | 住 | 所                     |
| 理事 | 平山孝行  | 〃 | 大分市大字木佐上一二三五番地        |
| 〃  | 甲斐森彦  | 〃 | 大字本神崎八四七番地            |
| 〃  | 竹中康一郎 | 〃 | 碩田町二丁目五番六号グリーンヒル碩田四〇三 |
| 〃  | 二宮 修  | 〃 | 大字木佐上一八五番地の一          |
| 〃  | 中原憲夫  | 〃 | 大字木佐上二四二〇番地の三         |
| 〃  | 藤井光男  | 〃 | 大字木佐上二五四一番地の四         |
| 〃  | 篠田一儀  | 〃 | 大字木佐上三六五四番地の一         |
| 〃  | 幸野幸人  | 〃 | 大字木佐上三九〇一番地の二         |
| 〃  | 稲生昭弘  | 〃 | 大字本神崎八一八番地            |
| 〃  | 佐藤源治  | 〃 | 大字本神崎一〇九四番地の一         |
| 〃  | 藤原 學  | 〃 | 別府市大字鶴見二三六五番地の七       |
| 監事 | 大石哲生  | 〃 | 大分市大字木佐上一九九三番地        |
| 〃  | 木村剛造  | 〃 | 大字馬場六七五番地の一           |

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十一月八日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

検体搬送システム等一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十一月八日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

血管造影装置一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和六年九月二十日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社バイオメディカル大分営業所 所長 小宮 徹一郎

由布市挾間町古野一九五番地一

五 落札金額

一億九千九百九十六万九千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札を公告した日  
令和六年八月九日

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十一月八日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

デジタルマンモグラフィ装置一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和六年九月二十日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社バイオメディカル大分営業所 所長 小宮 徹一郎

由布市挾間町古野一九五番地一

五 落札金額

三千二百九十八万九千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札を公告した日

令和六年八月九日

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十一月八日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

読影支援システム一式（本体及び周辺機器の搬入・設置を含む。）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課  
大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日  
令和六年九月二十日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社バイオメディカル大分営業所 所長 小宮 徹一郎

由布市挾間町古野一九五番地一

五 落札金額

三千五百十八万九千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札を公告した日

令和六年八月九日

○正 誤

平成十七年八月一日付け大分県報号外（二五四）に記載の大分県規則第六号（大分県民の森における公の施設利用規則の一部改正）中の訂正

ページ

段

行

誤

正

六

上

右から九

指定管理者という。」

指定管理者」という。

令和六年十一月八日

大分県報（公告・正誤）

五